

低炭素建築物新築等計画の基準変更について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が改正され、**令和4年10月1日以降**に申請する低炭素建築物新築等計画の認定基準などが変わります。

●認定基準が変更になります。

- ・認定基準は下記のとおりです。（**赤文字**が変更箇所になります）

省エネ基準	地域の区分		
	3地域	4地域	5地域
一次エネ基準 (BEI)	0.8		
Ua値	0.5	0.6	0.6
η AC値	-	-	3.0

下記①～⑨の項目のうち**1項目**以上に適合

- ①節水に資する機器（便器・水栓など）の設置
- ②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
- ③HEAMS又はBEAMSの設置
- ④再生可能エネルギーと連携した蓄電池の設置
- ⑤一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施
- ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置
- ⑦木造住宅又は木造建築物である
- ⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
- ⑨V2H充放電設備の設置**

下記①及び②に適合

①下記の再生可能エネルギー利用設備を設置

- ・太陽光発電設備
- ・風力・水力・バイオマス等を利用する発電設備
- ・太陽熱・地中熱を利用する設備
- ・河川水熱等を利用する設備
- ・薪・ペレットストーブ等

②省エネ量＋創エネ量（再エネ）が基準一次エネルギーの50%以上

山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当

TEL 023-630-2636